



解体届

1 台帳登録者 住所
氏名

2 家屋の所在地等

一棟コード (整理番号)	所在地	家屋番号	種類	構造	床面積
	出水市				

3 解体年月日

平成・令和 年 月 日

※解体をされた年月日の分かる資料（業者の領収書など）を添付してください。

上記のとおり解体したので届出ます。

令和 年 月 日

届出人 住所
氏名
連絡先

出水市長 殿

課長	係長	係

<input type="checkbox"/> 現地確認、航空写真確認	処理者
処理年月日 (. .)	印

家屋解体届について

解体届は、家屋の全部または一部を取り壊した時に届けていただくものです。この届出の提出により現地確認を行い、滅失として翌年度から課税されなくなります。

家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されますので、1月1日以降に取り壊した家屋については、その1年間は課税されることとなります。月割で還付することはできませんので、取り壊された場合は速やかに（取り壊した年の年末までに）手続きをされますようお願いいたします。

※ 受付日をもって、滅失登録となります。

滅失した年が証明できる書類（取り壊し業者の領収書（前年の領収日））等が添付された場合のみ遡って滅失登録します。

登記のある建物については、法務局での滅失登記が必要です。